

第六回国会 衆議院 大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 大上 司君 理事 小山 長規君

理事 島村 一郎君 理事 前尾 繁三郎君

理事 川島 金次君 理事 荒木 萬壽夫君

理事 林 百郎君

江田 斗米吉君 岡野 清豪君

佐久間 徹君 田中 啓一君

塚田 十一郎君 西村 直巳君

三宅 則義君 宮崎 靖君

中崎 敏君 松尾 トシ君

宮腰 喜助君 河田 賢治君

中村 寅太君

出席公述人

全国財務職員労働組合中央執行委員 徳島米三郎君

労働調査協 永野 順造君

日本絹人絹織物 沼田 義雄君

商協専務理事 平尾 卯二郎君

全国指導農業協同組合連合会農政部長 黒田 久太君

委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

本日(の)会議に付した事件

所得税法の臨時特例等に関する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

織物消費税法等を廃止する法律案

○川野委員長 これより大蔵委員会公聴会を開催いたします。

本日の公聴会におきまして意見を聞

第一類第六号附屬の一

大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月二十一日

大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月二十一日

大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月二十一日

大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月二十一日

大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月二十一日

く問題は、本委員会において審議中の所得税法の臨時特例等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び織物消費税法等を廃止する法律案の、税制改正に関する三法律案についてであります。今回の税制改正に關しましては、現在まで種々の論議が闘わされて参りましたが、本日御出席の公述人の方々におかれましては、本日の問題について十分忌憚のない御意見の開陳をお願いいたしたいと存じます。

本日の公聴会におきまして意見を述べていただく公述人の方々は、朝日新聞論説委員土屋清君、労働調査協議会研究員永野順造君、日本絹人絹織物商協専務理事沼田義雄君、全国指導農業協同組合連合会農政部長の平尾卯二郎君、全国財務職員労働組合の徳島米三郎君、それに商工会議所より一名、全部で六名であります。公述の順につきましては、いまだ出席されてない方もございますので、御出席の順に発言をお願いいたしと存じます。なお公述人の時間につきましては、一人三十分以内にしたいと存じます。それではこれより公述人の意見を拜聴いたします。

○平尾公述人 全国指導農業協同組合連合会農政部長の平尾卯二郎君。君の発言を求めます。平尾卯二郎君。主として所得税法の臨時特例等に関する法律案に關して、農業団体として考えておりますところを申し上げて、御

参考に供したいと思ひます。第一の点は、シャウプ勧告におきまして、農業者等の事業所得者に対して、勤労所得であるという点を認められまして、一年に一五%の勤労控除を行う。すなわち十月から十二月の三箇月分で三・七五%の勤労控除が認められるということを知りたしたわけでありまして、今回提出されました法律案にはその点が載っておりません。私たちはこの農業の所得の性質に關しまして、一般の源泉徴収をされません。勤労所得等と同じく、勤労所得の性質を持つておるといふ点を前から主張いたしまして、シャウプ使節団に對してこれらの方々の意見を述べた次第であります。但し一般の勤労所得のよう

に二五%を要求するといふことは、大

体でありまして、それは農業者におき

ましては、特に主として消費者に

格で買うわけでありまして、農業者の

場合は生産者価格で買ふといふような

こともございまして、そういう点から

二五%はむしろ足りない。二〇%な

きであるといふ主張をいたして参つた

のであります。それがシャウプ使節団

の全面的な税制勧告の中に幸ひにして

取上げられ、認められたわけでありま

すが、今回の臨時特例に關する法律案

には、この点が全然考慮をされていな

いのであります。これにつきまして

は、あるいは一月から食糧その他の価

格が上ることとで、一般の俸給生

活者が非常に生活の困難が増すとい

う点は認められるわけでありまして、農

業者につきましてもやはり同じ事情が

ございまして、四月以降あるいは全面的

の税制改革の中で、この勤労控除の性

質が認められるといふことは予想され

るわけでありまして、シャウプ勧告の

段階におきましても、シャウプ勧告の

示しておりますような農業所得に對す

る勤労所得の性質といふものを十分お

認めて願ひまして、適當に考慮をして

いただくといふ考え次第でありま

す。聞くところによりますと、申告税

が非常に成績が悪い。だからその罰

の意味で、農業者に對しては勤労控除を

認めないといふようなお話を聞くので

あります。はなはだ心外なことであ

ります。われわれとして特に農業協

同組合等は、他の農業団体と協力いた

しまして、国家の財政上必要な税金の

問題については、全面的に協力いたし

まして、現在のところ十月末に二二%

ぐらいというお話であります。今

ようど米の收穫も終りましたし、特に

農業につきましましては、所得が毎月々々

平均して入るといふことでなくて、收

穫のあるときに偏在して収入があるわ

けであります。そういう点は今後協

力いたしまして、十分な税収の上るよ

うにいたすわけでありまして、それを罰

則的な考えとして、農業者に對する勤

労控除を認めないといふことについて

は、はなはだ多くの不満を持つておる

のであります。重税に憤る農業者に

對して、この点についてさらに御考慮

をお願いいたしたい。この経過につ

きましては、全国の農民は大きな期待を

持ちまして、その経過を現在注視して

おるところであります。

次に帳簿の整理の問題について簡單

に申し上げたいと思ひます。法律案の

第二條に帳簿に關して「記載事項その

他必要な事項を定める」といふように

出ておりますが、現在の申告納税は二

十二年以降に始まりまして、農業団体

はこの申告の実施がうまくできるよう

つて来るわけでありませんが、シャウプ勧告によりますと、これらの帳簿をつけた者は、この帳簿を見なければ更正決定ができない。減価償却等もこの帳簿をつけた者だけが認められるというふうに勧告されておられるわけでありすが、これらの帳簿あるいは青色申告等の内容が、非常に厳密であるということになりますと、シャウプ勧告の中で認められますように、一般の農民すべての者がこれらの帳簿をつけ得るということは、現在をきわめて困難な段階にあるわけでありすが、従つて経理的な、あるいは税の必要上非常に重要な、記載事項その他の必要な事項が定められずと、普通の農民はその恩恵に浴さないということが予想されるわけでありすが、従いまして帳簿についての記載事項その他が、どんな農民でもつけられるように簡単なものにしたしますか、あるいはもしこれらの記載事項が非常に厳密なものが要求されるということでありますならば、他の一定の標準によつて、帳簿をつけるために得る更正決定及び減価償却という二つの恩恵を、帳簿をつけ得ない農民に對してもやはり與え得るよう、適当に御考慮をお願いしたいと考える次第であります。

きわめて簡単でございますが、今回の臨時特例等に関する法律案について意見を申し上げた次第であります。どうぞ十分御考慮の上、御審議をお進め願いたいと考えております。

○川野委員長 平尾君の意見の開陳は終了しました。ただいまの御意見に對して御質疑があればこれを許します。

御質疑がなければ、次に日本絹人絹織物商協会の専務理事沼田義雄君に御願

いたします。

○沼田公述人 私は日本絹人絹織物商協会の専務をいたしております沼田と申します。所得税法の臨時特例等に関する法律案等は私の専門外でありますので、他の方々の御意見にお譲りいたしまして、私は主として織物消費税法等を廃止する法律案、並びに物品税法の一部を改正する法律案のうち、特にメリヤス製品の物品税を撤廃する件につきまして述べることにいたします。

織物消費税並びにメリヤス製品の物品税の撤廃は、業界が多年要望したところでありまして、特に昨年来これが貫徹方につきて、業界をあげて関係当局に對して強力に要請しつつあったのであります。今般シャウプ博士の勧告に基きまして、今国会にこれが撤廃の法案が提出されるに至りましたことは、国民の負担を著しく軽減せしむるとともに、織物類の輸出向け、内地向けを共通せしむる点におきまして、国家経済上まことに御同慶にたえない次第であります。本法案の成立をひたすらこいねがうものであります。この織物消費税並びにメリヤス製品の物品税が同様撤廃されますこと自体は、業界多年の要望が実現せられたわけでありまして、まことに業界の福音であるのであります。ただその反面において、まことに遺憾なことは、シャウプ博士の勧告の原案の発表が、あまりにも早過ぎたということでありすが、これによつて業界に非常な波紋を生じました。また派生的に現れたものゝ、悪材料が、業界に與えた影響はまことにおびただしいものがあるのであります。これによつてわれわれ業者は去る八月の二十七日、シャウプ博士の勧

告の概要が発表されますと同時に、行動を起しまして、引下げまたは撤廃を一刻も早く実施していただきたいというところ、さらに実施日現在における業者の手持品に對する、引下げ税額に相当する交付金の交付について、関係要路に陳情を續けて参つたのであります。この実施日の問題につきましては、なぜそれを希望するかと申しますと、シャウプ勧告案の中に明年一月一日、現行四割の織物消費税を一割に引下げ、さらに四月一日にはこれを撤廃する。但しもしそれが可能であれば、できるだけ早くこれを実施することを勧告する。さらに特に絹、人絹織物については、それがたやすく引下げるべきであるということがあるからであります。このまま勧告文に明記されまして、一月一日まで放置されておくと、いうようなことがあるといたしますと、まず第一に一般消費者は、引下げまたは撤廃の後まで買控をいたしまして、取扱ひ業者もまた当用買ひに終始いたしまして、取引が停滞するということになります。それから取引の停滞によつて、生産者は苦しまぎれに脱税品の出荷をあえてするようになること。第三にこの脱税品が出まわつて参りますと、正常なる取引価格が、その税なしの安い価格に引きずられて参ります。業界に無用の混乱を惹起するおそれがある。いま一つは脱税品の出まわることによつて、まじめな業者は、いわゆるグレシヤムの法則にのつとりまして、市場外に販逐されてしまふおそれがある。この四つの理由をもちまして、できるだけ早く実施していただ

るようお願いをいたしましたのであります。しかるに今回国会に提出せられた原案を拜見いたしますと、一月一日をもつて全廃ということが明記されております。これははなはだわれわれの遺憾とするところでありまして、できるだけ早く、十二月一日にも御実施を願いたいというように考えているものであります。

ここで特に早期実施の問題について、一言申し上げておきたいと存じますことは、生産並びに卸関係のわれわれ各団体が一致いたしまして、早く実施してくるようをお願いをいたし、また各方面に要請して参つたのであります。またこれを一歩つと進んで考えてみますと、生産、卸、小売、または第二次製品の生産、卸業者、第二次製品と申しますと、洋服の既製服であるとか、あるいはワイシャツ等の規格製品であります。その個々の立場立場によつて、たまた同じにいたしたとしても、絹、人絹の卸業者、あるいは毛織物の卸業者、あるいは既製服の卸業者、メリヤス製品の卸業者といたし、必ずしも同一でないものであります。すなわち生産者は織物を生産して、その売買契約ができて出荷する折に、初めて消費税を納税して、もう一回立場に置かれておるのであります。従つて税金を納めた、いわゆる税済品の手持ちをかかえているというようことは、避けようとするれば十分避けられ得るのであります。消費税が明日撤廃されましても、何らの損失も痛痒も感じない。従つて一刻も早く撤廃を希望するのが当然であります。しかるに販賣業者の場合におきましては、納税済品のストックをかかえてお

ります。また多くの商品をタンクにいたしまして、買手の希望に応じて、選択にまかして商品を提供することが、販賣業者の使命であります。それがために消費税の引下げもしくは撤廃の時期は、できるだけ手持ちの少い時期を希望するのが当然でありまして、必ずしも早期実施を希望しない向きもあるのであります。しかるにもかからず販賣業者が、この生産者の方々と歩調を一にして、早く実施していただいたというのを要望して参りましたことはなぜかと申し上げますと、それは引下げまたは撤廃の実施日現在における業者の手持品に對して、その税額に相当する交付金が交付せられたという前提のもとにおいて同調したわけでありすが、なおこの交付金が交付せられるという建前のほかに、やはり早期実施をせられることによつて、明らかな取引ができるということも一にはあります。業者といたしましては、すでに税済品を多数にかかえておりますので、その実施日現在における交付金の交付はぜひともお願いしたい。なおまたそれを前提として、早期実施に賛成して参つたのであります。しかるに何ゆゑに交付金を交付せよというぐあいに主張するのかと申しますと、過ぐる昭和二十一年の九月一日に、従来一割五分でありました絹、人絹織物並びに毛織物を材料としてつくりました第二次製品の織物消費税が、一気に四割に引上げられました。またメリヤス製品の物品税三割が庫出税に変更された際に、その日現在における販賣業者の手持量を調査いたしまして、その引上税の差額をストッ

ります。また多くの商品をタンクにいたしまして、買手の希望に応じて、選択にまかして商品を提供することが、販賣業者の使命であります。それがために消費税の引下げもしくは撤廃の時期は、できるだけ手持ちの少い時期を希望するのが当然でありまして、必ずしも早期実施を希望しない向きもあるのであります。しかるにもかからず販賣業者が、この生産者の方々と歩調を一にして、早く実施していただいたというのを要望して参りましたことはなぜかと申し上げますと、それは引下げまたは撤廃の実施日現在における業者の手持品に對して、その税額に相当する交付金が交付せられたという前提のもとにおいて同調したわけでありすが、なおこの交付金が交付せられるという建前のほかに、やはり早期実施をせられることによつて、明らかな取引ができるということも一にはあります。業者といたしましては、すでに税済品を多数にかかえておりますので、その実施日現在における交付金の交付はぜひともお願いしたい。なおまたそれを前提として、早期実施に賛成して参つたのであります。しかるに何ゆゑに交付金を交付せよというぐあいに主張するのかと申しますと、過ぐる昭和二十一年の九月一日に、従来一割五分でありました絹、人絹織物並びに毛織物を材料としてつくりました第二次製品の織物消費税が、一気に四割に引上げられました。またメリヤス製品の物品税三割が庫出税に変更された際に、その日現在における販賣業者の手持量を調査いたしまして、その引上税の差額をストッ

ク課税として徴収した現実に照らし
ても、消費税が引下げられました際
は、そのストック品に對しまして、そ
の引下げ税額を返還すべきが當然であ
る。これがすなわち交付金を交付せよ
と主張する第一の理由であります。織
物消費税及びメリヤス製品の物品税
は、消費者が負担すべきものを、徴税
が容易であるという便宜的な理由か
ら、庫出税になつております。従つて
生産者もしくは販売業者が代拂いをし
ておるのであります。これが引下げ
または撤廃されました際には、代拂い
税額を代拂いした者に返還すること
は、あまりにも自明の理であります。
これすなわち交付金を交付せよと主張
する理由の第二であります。

織物消費税の撤廃は、政府の行政措
置の変更によるものであります。政府
の行政措置の変更によつて、善意の業
者に不測の損害を及ぼすのであります
から、これによるところの損失は当然
政府が補償すべきであります。切捨
てごめんは民主主義の現在におきまし
ては、とうてい許さるべきではないと
考えます。これすなわち交付金を交付
せよと主張する理由の第三であります。

なお終戦後酒造税の引上げがありま
したあと、供米のリンク制として配給
すべき酒であるという理由をもちまし
て、旧税と新税との税差額を業者に返
還した事実があります。こうした前例
をもつていたとしても、もどし税も
しくは交付金の交付ができぬ理由はな
いと思ひます。これすなわち交付金を
交付せよと主張する理由の第四であり
ます。

そこでそのストックの量並びにこれ

が税相当額はどのくらいあるかと申し
ますと、九月末現在の推定でござい
ますが、現在四割課税をされておしま
す絹、人絹並びに毛織物、これを使
用いたしました第二次製品の在庫総額
は大体九十二億円、これが税額概算は
現行の消費税四割、メリヤス製品の三
割を、各一割に引下げたといひまし
て、その引下げ税相当額は十八億三千
二百万円、さらにこれが撤廃されまし
たあかつきには、残された一割が加算
されるわけでありますが、この一割に
相当いたします額が大体六億一千万円
に當つております。かような巨額の損
失は、業界がとうてい負担にたえない
ところでありまして、特にそのスタッ
クの大部分が、政府の命令生産によつ
て業者がむりにつくられ、むりに背
負わされた品質のきわめて粗悪な品物
においておやであります。ぜひとも交
付金によつてこの損失を補償されるよ
うにお願いいたします。

さきにわれ／＼業界の代表が、大蔵
省をおたずねいたしました。またあら
ゆる機会に当局に面会いたしました。こ
の交付金の件を要請したのでござい
ますが、大蔵事務当局といたしまして
は、第一番目に事情はまことにものと
もであるから、目下研究中である。し
かし交付額を算定することが技術的に
きわめて困難であるといふこと、それ
から消費税及び物品税を撤廃すること
によつて、はたしてその価格が下るか
どうか疑問である。価格が下らないの
に交付金を交付するといふことはおか
しい。この二つの理由のもとに、これ
が実施を回避しようとする傾向にある
のでございしますが、この第一の件につ
きましては、調査並びに算定の困難な

ことは少しもないのであります。業界
はすでに税金の引下げまたは撤廃の実
施日現在の在庫を、明確に捕提し得る
体制を整えておきまして、今や待機の
姿勢にあります。各団体におまかせを
願ひ、何らの支障なく明確に調査、
算定してごらんに入れます。その具体
的方法をここで述べますと、あまりに
も長くなりまして省略いたします。す
れども、技術的に困難なりと言ふこと
などは、いわゆるこれを回避せんとす
るところの一つの遁辭にひとしいもの
であります。去る昭和二十一年九月
引上げの際には、業者をしてあのめん
どうな技術的操作をあえて行わしめた
当局の頭のよさから考えますならば、
まことにたやすいことであると言わな
ければなりません。

それから消費税、物品税を廃止して
も、はたして価格が下るかいなか疑問
であるといふやうな件につきまして
は、消費税、物品税撤廃の問題が公表
せられましたからすでに今日まで三箇
月、この消費税問題の未解決によりま
して、極端な買控えと取引の停滞、そ
れに加うるに安値のいわゆる脱税品の
出まわりなどによりまして、自由価格
の絹織物のごときは公表前に影響いた
しまして、はなはだしきは五割以上、
少くとも二、三割方の暴落を来してお
ります。マル公のある商品でありまし
ても、二割以上の値下りを来しておる
ものがあるものであります。消費税の
撤廃されましたことによりまして、さ
らにこの暴落に拍車をかけまして、お
そらく年末から年初にかけて、相当数
の倒産者が出るだらうことが憂慮され
ておる実情であります。なおこの衣料
品というものは、春夏秋冬おの／＼そ

の品質、流行を異にするものでござい
まして、シーズンを通しました場合に
は、翌年のそのシーズンまでストック
せねばならず、翌年のシーズンにはも
う流行がかわつてしまふということに
なりまして、どうしても見切つて売ら
なければならぬ。従つて本年消費税関
係で手持を余儀なくされましたなら
ば、もう安値の見切り売りを覚悟せね
ばならないといふのが実情でありま
す。かような実情であります。しか
し税を撤廃しても価格が下らなけれ
ば、交付金を交付する必要があるとい
ふやうな言ひ方は、何としても納得が
できかねるのであります。税を引上げ
たときに、税差額を徴収したのであり
ますから、税を下げた場合には、その
価格が下らうが上らうが、そんなこと
に關係なく返還するのが当然でありま
す。かりに価格が下らずに、交付金に
よつて利益が生じた場合があつたとい
はしましたならば、そのときは営業面
の税でこれをとり立てればよろしい。

この問題につきましては、業界は非常
な混乱状態にありますので、通産省の
繊維局などにおかれまして、この税
の撤廃によりまして、業者のストック
に対する損失をいかにして少からしめ
るかといふことに、非常に関心を寄せ
られてまして、去る八月以来熱心に御心
配をいただいて、ストックを少しでも
多く売り抜けさせようとの親心から、
これが策対といたしまして、去る九月
二十一日から四割課税のものに限つ
て、特に暫定措置といたしまして、明
年二月末日まで衣料切符の対象からは
ずして、購買力を喚起するという新し
い措置をとられたことは、もうすでに
御承知の通りであります。なおまた

最近には二重価格制度を設けて、この損
失をカバーしようと考えられているの
であります。二重価格制度と申します
のは、消費税の撤廃と同時に、生産者
のマル公を消費税なしの価格に改めま
して、販売業者のマル公は税込みの従
来の価格に当分の間すえ置いて、そう
して手持を売らして行こうという案で
ございしますが、消費税が撤廃されまし
たあと、生産者から税抜き安値の価格
の織物が出て参りますれば、当然安い
価格に正常価格のものが馴染みされま
すことは当然でございまして、予期の効
果は決して期待できないといふこと
で、この案はわれ／＼の方から御返上
を申し上げたのでございしますが、通産
省の当局がこのように熱心に業界のた
めにあれこれ御心配を願ひますのは、
直接業者に接觸しておられる關係か
ら、目下の業界のみじめな状態を痛切
に御承知になつておられる結果にはか
ならないのであります。これに對し
まして、大蔵省の御当局はこの成行き
をあまりにも甘くごらんになつてい
るのではないか。われ／＼の代表が大蔵
省の御当局に、この業界の衷情を言葉
を盡して訴えまして、倒産者が出た
ら何とかしてやろうと、こう言われる
のであります。倒産者が出てしまつ
たあとではもう間に合わないものであり
ます。恐慌を未然に防いで、業者もし
くは民衆をしてその塔に安んぜしめる
といふことが善政である。かように考
えます。何とぞこの点をひとつよろし
く御了承をいただきまして、早く実施
していただくといふこととあわせて、
一月一日まで延ばさないで、一刻も早
く、実施していただくといふこととあ
わせて、交付金の問題を十分ひと

つ御審議をお願いしたいと存じます。

○川野委員長 沼田君の御意見の開陳は終了しました。ただいまの御意見に対して御質疑があればこれを許します。

○三宅(則)委員 今織物に關しまする御開陳がありまして、私実は席をはずしておりましたが、前から承つてゐるわけでありまして、實際来年の一月からというところがさきに発表せられまして、往々にして取引が不円滑になり、業者が非常に困つておりますことは、今の説明でもわかつてゐるわけでありまして、つきましては政府当局は、今おられませんが、私の希望といひましては、来月の十二月一日から何らかの手を打ちたいというような構想もあるわけでありまして、それに對しまして、業者の方の代表者の意見をもう一ぺん承りたいと思ひます。

○沼田公述人 十二月一日にぜひ実施していただきたいと存じます。但しそれは先ほど申し上げましたように、交付金の問題もあわせてお願いをしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 十二月一日から実施するにあたりまして、たとえて申しますと、十二月からは一割くらい、あるいは来年の正月からは全廢、こういうような試案はどうかと思ひますが、それに對する構想がありますれば承りたいと思ひます。

○沼田公述人 シヤウブ博士の勧告の中にありますように、もし十二月一日から実施するといひましたならば、ぜひ一割まで下げていただきます。そして明年一月一日からゼロにしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ただいま沼田公述人の御意見があつたわけでありまして、私もひとしほしては、政府ともよく打合せますが、司令部との關係も考慮いたしまして、率直に申し上げたわけでありまして、なるべく御希望に沿いたいと思つておりますが、今後資料等がありましてならば、われ／＼委員の方にもひとつみんなに配付していただきたいと思ひますから、それも参考までに申し上げたいと思ひます。

○川野委員長 ほか質問がなければ、次に全国財務職員労働組合の徳島米三郎君にお願いいたします。

○徳島公述人 徳島でございます。私の申し上げる立場は二つございまして。一つはこの改正になる税法を實際に実施するところの税務官吏の立場、もう一つは今非常に問題になつております官庁従業員の賃金ベースの問題にからんで、はたして今度の減税案によつて実質賃金が向上するかどうか、こういう二つの観点を中心にして申し上げたいと思ひます。

その前に、今国会でいろ／＼論議されておる補正予算に対する質疑を、新聞等によつて拜見いたしますと、こういうふうにはシヤウブ勧告によつて税金の問題が非常に大きく取上げられてゐる現在の状態にもかかわらず、やはり税金の問題についてはまだあまり理解が行きわたつてゐない。国会議員にもまだ十分その理解が行きわたつてゐないといふことを痛感するのであります。その一例を申し上げますと、財政演説に對する質疑では、自然増収といふことが非常に疑惑を持たれて論議されております。これは大蔵大臣の答弁にもありましたけれども、これを

簡単に申しますと、これは結局年度初めにおける見積りを、最近の状況によつて訂正したといふのが自然増収でございます。しかしながら今度の自然増収を見てみると、そういうほんとうの状況の變化というよりも、むしろ当初予算のときに、一つの作為的なものがあつた。それを現在修正しておるといふうなことが感じられるのであります。その例を申し上げますと、今度の自然増収のうち一番大きなものは何かと申しますと、法人税の自然増収が二百二十七億八千九百九十九萬五千元、それから勤労所得税を中心とした源泉徴収分の増収が四百九十九億五千萬、それを酒税の自然増が百二億、この三つが大体自然増の中心でありまして、国会に提出されました自然増は二百十三億でございますが、それを内訳で見ると、増加するものが五百三十億九千七百萬、それからかえつて反対に減少するもの、つまり見積りを訂正して予算を減少しなければならぬものが三百十七億八千五百萬でございます。差し引くと二百十三億の自然増といふことになつております。その五百三十億の自然増の中で、今三つ申し上げました税金が四百七十九億三千九百萬で約九割、従つて自然増の問題は、この三つの税金がはたしてどういふわけで自然増になつたかといふことを調べれば、すぐわかるわけでありまして、ところがこの三つの税金の中でも、中心になつておる法人税の二百二十七億八千九百萬の増収といふことは、これはもうすでに今年の四月ごろに、当初予算を決定した當時にわかつておつた問題であります。この点につきましては私の所屬しておる全財でも、当初予

算が決定されたときにこの問題を取上げまして、歳入予算の中に法人税が非常に過少に評価されておる。あまり苦勞せずに、現在の予算の二倍はそれといふことを批評しておきました。これは何も労働組合の立場から言ふのではなくして、大蔵省の主税局でもこういう見解を持つておつたのであります。その証拠には、大蔵省の人が非常に關係されております財政経済弘報という週刊の雑誌がございますけれども、これにもはつきりと出ております。これは五月九日号の財政経済弘報でありますけれども、これによると、このように書いてあります。つまり法人税は二百七十二億であるが、これは最も過少に見積られておる。これは予算額の倍額五百億は十分徴収し得るよう努力したい。こういうのが大蔵省の見解でございます。従つてこれはもうすでに当初予算が組まれたときに、最初からこの見積りが少ない。十分当初予算の倍くらいはとれるといふことが最初からきまつておつた。この原因は何かと申しますと、最近国民所得の計算が改訂されて発表されておるすけれども、それによりまして、当初予算のときに決定されておつた国民所得の見積りは、法人所得として七百五十億、ところが最近発表された国民所得の計算を見ますと、法人所得は千九百四十億増加したために、この自然増になつたといふのでありますけれども、この四百四十億がなぜふえたか。この理由をいろ／＼探究してみますと、いろ／＼の原因がありますけれども、一番大きな問題は、いわゆる資産再評価の問題ではないか。つまり当初

算のときにもすでに論議されておりましたけれども、それは決定にならなかつた。しかし決定にならなかつたにもかかわらず、すでに当初予算の計上のおきにおいては、この資産再評価というものがないでもやれるように、最初から資産再評価があつたものとして、こういう予算が組まれておつたといふふうに考へても、大きな間違いではないと考へます。それからそのほかの源泉徴収の税金にしても、酒税についても、いずれもこれは先ほど申しました財政経済弘報を読みますと、予算額以上徴収できるということが書いてあります。従つてこの問題は当初予算の問題でありまして、特に取立てて論議する必要のなかつた問題であります。もし論議するならば、なぜ当初予算のときに当然訂正しなければならぬものを、ほつておいたかといふことに向けるべきであつたと思ひます。そういうふうには、こういう自然増といふような論議一つを見まして、税金の問題がほんとうに理解されてゐない。従つて今度のシヤウブ税制の問題にいたしまして、いろ／＼な問題が含まれております。そうしてそれに対する大蔵大臣の答弁を見てみても、今の大蔵大臣は税金の専門家で、税金のほんとうの事情を知つてゐるにもかかわらず、答弁は非常に一面を強調して、政府の政策に都合のいいように、今度の場合は資金くぎづけを押しつけるために、ちやうど都合のいいような面だけを強調して、そしてうまく行かなかつた点については、ほか

再評価の問題ではないか。つまり当初

算が決定されたときにこの問題を取上げまして、歳入予算の中に法人税が非常に過少に評価されておる。あまり苦勞せずに、現在の予算の二倍はそれといふことを批評しておきました。これは何も労働組合の立場から言ふのではなくして、大蔵省の主税局でもこういう見解を持つておつたのであります。その証拠には、大蔵省の人が非常に關係されております財政経済弘報という週刊の雑誌がございますけれども、これにもはつきりと出ております。これは五月九日号の財政経済弘報でありますけれども、これによると、このように書いてあります。つまり法人税は二百七十二億であるが、これは最も過少に見積られておる。これは予算額の倍額五百億は十分徴収し得るよう努力したい。こういうのが大蔵省の見解でございます。従つてこれはもうすでに当初予算が組まれたときに、最初からこの見積りが少ない。十分当初予算の倍くらいはとれるといふことが最初からきまつておつた。この原因は何かと申しますと、最近国民所得の計算が改訂されて発表されておるすけれども、それによりまして、当初予算のときに決定されておつた国民所得の見積りは、法人所得として七百五十億、ところが最近発表された国民所得の計算を見ますと、法人所得は千九百四十億増加したために、この自然増になつたといふのでありますけれども、この四百四十億がなぜふえたか。この理由をいろ／＼探究してみますと、いろ／＼の原因がありますけれども、一番大きな問題は、いわゆる資産再評価の問題ではないか。つまり当初

な答弁が見受けられるわけでありま
す。

その一例を申し上げますと、所得税
の今提出されております臨時特例等
に関する法律案でございますが、これに
よつて勤労所得税は非常に軽減にな
る。新聞によつて答弁を拜見いたしま
すと、減税は各職種を問わず一律に実
施する考えで、特に労働者に対しては
思い切つた減税をはかりたいというこ
とが、産業経済に出ておるわけであり
ますけれども、しかしながら今度のこ
の臨時特例等に関する法律案というの
は、まったくシャープ税制の一環とし
ての特例であります。つまり二十五
年の一月からの所得に対して、新しいシ
ヤープ税制を実施するための、一つの
暫定的な措置であります。従つてこの
根拠になつておるものは、もちろんシ
ヤープ税制そのままであります。従つ
てシャープ税制全体を考へてみた場合
に、いろいろな職種の中で一番減税の
恩典にあずかることの少ないものは、
労働者でございます。これはいろいろ
な解説をごらんになればよくわかり
になるように、今度のシャープ税制に
よつて一番損をするのは労働者であ
ります。その根拠を申し上げますと、今まで
二五%認められておつた勤労控除が、
今度は一〇%に下ります。そうして現
行税法との軽減割合は、労働者の場合
が一番割合が悪いのであります。そうい
うふうなシャープ税制にもかかわら
ず、大蔵大臣はこういうふうな特に労
働者に対して、思い切つた減税をはか
りたいと言つておる。これは明らかに
国会議員を愚弄した答弁ではないかと
考えます。

次に問題を所得税あるいは織物消費

税、物品税あるいは取引高税の撤廃、こ
ういう三つの改正案を中心にして、は
たして労働者の実質賃金を向上するも
のであるかどうか、この点について考
えてみたいと思ひます。先般大蔵大臣
は参議院におきまして数字をあげて、
実質賃金は確かに向上するといふ案を
示されております。この根拠につきま
してはまだ詳細に聞いておりませんの
で、私の推測した範囲で申し上げます
と、この案は税金の中では、直接税で
は大体所得税だけを取上げて、地方税
について触れていない。これは四月か
ら実施するから触れないといふふう
に考へられるのでありますけれども、
かしながらこの問題もやはり大きな観
点で考へなければならぬ問題であり
まして、現在住民税等におきまして
も、住民税の課税の基礎になつておる
のは、一年の所得でございます。従つ
て現在立案せられておるように、もし
かりに地方においても現在の住民税
が、今度地方所得税とかわつて、所
得税の附加税的なものになり、そうし
て源泉徴収が実施されるということに
なれば、また別問題でありますけれど
も、今のようには源泉徴収がむずかし
く、やはり一年に二回にわたつて徴収さ
れるということになれば、当然一月か
らの所得に対しては、地方税が新しい
改正案によつて非常に増加してかけら
れるといふことを、当然考へなければ
ならないわけでありまして、そうした場
合においては、今拂わなくても当然あ
らうと考へて来るころの税金も考慮
しなければ、議論にならないといふ
うに考へるわけでありまして、大蔵大臣
の説明に対しては、その点を中心では
ないかと思ひます。つまりシャープ博

士が繰返して強調しておるように、今
度の税制といふものは、ただ一つをつ
かまえて論議してはならない。つまり
税制全体を論議しなければならぬとい
ふ問題であります。今度の減税案は、
所得税の中では、勤労所得税だけが補
正予算の上では減税になつておりま
す。しかし、だからと言つて、これは
労働者に対してのみ減税の恩典がある
といふふうには考へるわけには行かない
のであります。と申しますのは、一月
から三月までの所得に対しては、勤労
者は毎月とられておるために、もう一
月からすぐに減税の恩典があるかのよ
うに見えております。しかしながらほ
かの事業所得の場合におきましては、
これは一月から三月、あるいは一月か
ら五月までの所得に対するこの税金、
これは六月の終りまでに拂へばいいの
であります。つまり勤労者の場合は、
税金を営業所得者、あるいは農民の場
合よりも、先まわりして税金を納めて
しまつておる。従つてこの予算の面
では、一足先に減税が実施されておるよ
うに見えるけれども、実際問題として
は、営業者それは以上の減税が——税
金を納める時期はもちろんおそく、そ
ういふ面も非常に有利でありますけれ
ども、ともかくもこの補正予算を眺め
て、そうして今度の減税案が勤労所得
税だけ減税になつておるのかのような印
象を受けるのは、非常な間違いであり
ます。この減税の恩典は当然営業者全
般に、あるいは農民全般にかかる。勤
労者以上の減税の恩典が、ほかのもの
にはもたらされるわけでありまして、
そういふふうにはこの所得税法の臨時
特例等に関する法律案一つを取上げて
みましても、これを慎重に御検討願わ

ないと、次の通常国会に提出されま
す

ほんとうのシャープ税制の改革案、こ
の問題が当然これにひつかつて来る
わけでありまして、つまりこの臨時特
例は非常に暫定的な、おざなりなよう
な法案であります。しかしながらこの
となつておるものは、当然シャープ
税制そのまゝの案が、この暫定案に現
れておるわけでありまして、この案が
決定されるまでは、政府の方から新
聞等に発表されておりましたいろいろ
なシャープ税制以上の減税案という
ものが、全部だめになつてしまふ。そ
うして結局はシャープ税制に落ちついて
しまつた。従つてこの案の審議とい
うものは、当然あとに予想されるこ
の本格的な税制改革に対する前哨線
のようなものであります。従つてこの
点については慎重に御検討あらんこと
をお願いするわけでありまして、
その次に今度の減税の中心は間接税
であるといふように、新聞等に論じて
おります。減税の金額から申しまして
も、その中心は間接税に置かれてい
るようであります。その中でも一番大
きな金額が取引高税、それに物品税、
織物消費税がついて行くわけであり
ます。この間接税の撤廃あるいは軽減が、
実際に労働者の家計、あるいは農民の
家計に、どれぐらいいい結果をもた
らすかという点については、よく検討
して見ないと、非常に大きな誤解を生
むものであります。この前発表されま
したシャープ案をもとにして、以前、
取引高税の撤廃が生計費の上に、ど
くらの変化を與えるものか、一度試
算して見たことがございます。その結
果によりますと、その資料をいたしま
したものは、産別の理論生計費、一九

四九年の七月分の成年男子の独身者の
生計費を基礎にいたしまして計算して
みますと、総生計費に対する取引高税
の税額が、〇・九%といふような数字
が出たのであります。この計算は一つ
の仮定でありまして、いろいろ議論が
あると思ひますけれども、いろいろ考
え得る限りの方法を使つて計算して
みますと、今のようないふ結果が出た
のであります。しかもさらに問題は、こ
の取引高税が撤廃されて、はたして物
の値段が安くなるかといふと、われ
／＼としてどういふことが考へ
られない。と申しますのは、現在この
取引高税といふのは、消費者に転嫁す
ることを予想した税金でありますけれ
ども、今の購買力の低下、あるいはこ
の取引高税がわずかに一%という、税
率が低過ぎるために、消費者に転嫁せ
ずに、小売商人の負担になつてしまつ
ていふような現状であります。従つて
この取引高税の撤廃が、生計費にど
れだけ影響するか。これはほとんど考
へないで値しないほどのものではないか
といふふうには考へられるわけであり
ます。そのほかの織物消費税あるいは物
品税の問題にいたしましても、こうい
う織物消費税のかかる物、あるいは物
品税のかかる物を、ほんとうにわれ
／＼の生計費の中からはじき出してみま
すと、非常にわずかなものでありま
す。つまり現在の生計費といふものは、
非常に切り詰めておつて、織
物消費税のかかるような服とか衣類と
いふものは、われ／＼としてなかなか
か買えない。従つてそれに対する税金
は、一年間を通じて見ますとあまり大
きなものではない。従つてこれが生計
費の上に與える影響も、ほんとうに微

ない、次の通常国会に提出されま
す

ない、次の通常国会に提出されま
す

ない、次の通常国会に提出されま
す

弱なものであるということが言えるわけであります。そういうふうな観点から眺めますと、今度の減税というものは、決して労働者の実質賃金を向上させるようなものではない。反面において、いさゝか要素から、物価の騰貴が予想されております。もうすでに米価が引上げになることが決定されておりますし、そのほか運賃の引上げ、あるいは電力料金あるいはガス料金、さらに価格補給金の撤廃以外の原因によつて、たとえて申しますと、今度の資産再評価によつて、やがてはいろいろの物資に影響が及ぶ。そのほか取引高税の撤廃にかつて、今度は新しい事業税というものが、大体取引高税と似たような性質をもつて、消費者に転嫁されることが予想されます。この問題は、先ほど取引高税は現実の問題として、あまり転嫁していないと申しましたけれども、この新しい事業税の最も多くかかるのは、大きな工場であります。たとえて申しますと、現在金属工場では、取引高税は売上高に対して一％でありましたけれども、これを新しい事業税、附加価値税に直して計算してみると、大体売上高の三％ぐらいの税金がかかるというふうな計算を立てております。従つて大工場あるいは独占企業の製品が、この新しい事業税、附加価値税を製品に転嫁して、値段を上げて来るということになるわけであらう。それから、そういうふうな面から、今後物価の騰貴が予想されますので、この前大蔵大臣が国会で御答弁になつたような、実質賃金が向上になるというところは、長くは続かないわけであります。こういう状態は間もなく

くつがえつてしまふわけであります。次に問題を税務行政の面に移しまして、今度の改正案を論議して見たいと思ひます。この法案によりまして、青色申告書の制度が一月から実施できるように、法案の整備がされております。この青色申告書によつて、はたしてシャウプ博士が考へておつたような、いさゝかな税務行政の改善が実施されるかどうかというのを、直接税務官吏の立場から考へてみたときに、これは非常に大きな疑問があるものであります。と申しますのは、これとやや似た制度が、現在でも行われております。現在税務代理士がやつておる納税申告の場合に、これは戦時中から継続された制度でありましたけれども、税務代理士が全責任を負ふものと、納税者が提供した資料だけによつて作成した書類と二つに分けて、青色と黒色に分けて、責任の限度を明らかにするような制度が、戦時中から実施されておりました。しかしながらはたしてこれがうまく運営されておるかというところ、当初考へられたようにはなかつた、実施されていらない。税務官吏もそれを信用しないというふうな現状であります。この原因は何かと申しますと、一番大きな理由は、税金が高過ぎるということであります。この帳簿指導というところをシャウプ博士がやかましく言われまして、私はシャウプ博士に申し上げたことがございまして、帳簿指導とか、あるいはガラス張りの営業というものは、いさゝか制度をこしらへたり、あるいはいさゝか罰則をもつて強制しても、実行できるものではない。その一番大きな基礎になるものは、どうしても合理的な税制である。

る。つまり納税者が納められる限度の税制にしなければ、決してこういうものはうまく行かないということを申し上げたのでありますけれども、今度のシャウプ案による所得税その他の税法を眺めてみると、はたしてこれでうまく行くかどうかについては、大きな疑問があります。私はなかつたやうな行かないだらうと思ひます。またこれを監視するところの税務官吏にしても、現在の陣容では十分監視できない、こういうふうな現状であります。この機会に現在の税務機構の現状を申し上げます。シャウプ勧告では、この前行政整理の一環として実施された税務官吏の行政整理、予算定員の二割の首切りを元に返すように、つまり前の人員以上の人員で、税務行政をやらなければならぬという勧告がございまして、これはまだ政府の方に受け入れられておりません。この行政整理の時期が落ちてから最近になつて、新しく専門学校程度以上の卒業者を対象にして、税務官吏の募集をやつております。ところがこの募集に対しては、すでに二、三日前の大阪新聞では、応募者の中に会社から派遣されたスパイがまじつておるといふふうな、すつば抜きの記事が大きく出ておりました。これは何も今に始まつたことではなくして、戦後からこういう問題がやかましく言われておるのであります。われわれもまた往々にして、そういう事実のあるのに気がついたり、あるいはあります。つまり会社が盛んで応援して税務署に入つて、そうして税務署のいさゝか内容を探つたり、あるいは税務署がどういふふうな調査をやろうとしておるかというふうなことを探しておる。これ

はなぜこういう悪例が出たかといひますと、戦後非常に税務官吏の増員が叫ばれて、そして、いさゝか人でも応募する者さえあれば、みんな採用しておつた。こういう点が非常に悪い例を残しまして、現在でもまだこういう習慣が続いておられます。そしてまた現在の応募者に対しては、この失業のさなかでありますけれども、やはり官吏全体の賃金ベースが低いために、税務官吏については特別職が與えられておりますけれども、それでもやはりほかの民間と比べると給與ベースが低いために、あまり優秀な人が集まらない。これが現在の税務行政を非常に阻害している点であります。時間がございませぬので、簡単に結論をつけたいと思ひますが、もう二、三点簡単に申しますと、今度の首切りの中に非常に清廉潔白な者がたくさん首を切られて、現在汚職の摘発を盛んに行われておりますけれども、こういう人が首を切らずに残つておる。こういう非常におかしな行政整理がやられた。この中には署長自身が、君は絶対に汚職をしない。あるいは人の二倍も三倍も仕事をするといいことはよく知つておるが、しかし言えない事情で首を切るのだというふうな者もありません。あるいはもうボロ／＼のオーバーを齎して、一生懸命にやつておる者もある。こういう人々が数え切れないほど首を切られておる。そして今税務官吏の半分ぐらい汚職者が出ておるといふ税務署もあるほど。この汚職事件が盛んになつて来てる。また税務署の内部、あるいは国税局の内部では、もうボスの取引所と同じような、非常に悪くわしい現状もまま見受けられる

のであります。こういうボスの暗躍というものが、非常にこの税務行政を阻害しておる。こういう点をほんとうに改善する。現在の税務官吏の現状では、どうしても民間のもつと大きな協力が必要で、完全な税務行政とはいへない。これを補強するために、どうしても民間の大きな協力がなければならぬ。こういうことをわれ／＼は常に主張し、その実現のために努力して参つたのでありますけれども、今度の勧告案ではその点が排斥されて、税務官吏を増強する。あるいは税務署の調査能力を増強するといふ点に主力が注がれておられますけれども、これは言うべくしてなかつた、実行のできない点であります。従つてこういう問題につきましても、今度の青色申告制その他の税務行政の改善事項に付随して、十分御検討あらんことを願ひして、私の公述を終りたいと思ひます。

○川野委員長 徳島君の意見の開陳は終りました。ただいまの意見に対して御質疑があればこれを許します。

○大上委員 ただいま徳島公述人によりまして、いろいろ参考になりましたが、特に二、三点お尋ねしたいと思ひます。

その第一は、まず実質賃金におきまして、今次の改正の諸法案が、労働者については割が悪いといふお言葉を使つておられましたが、なるほど一応は肯定できる点もあるし、否定しなければならぬ点も多々見受けられたのであります。こういうふうな数字は、ごらんの通り特に数字をもつて表わせるものでありますから、特にこれが割が悪いといふお言葉でなくて、数字的な

書類を頂戴したいと思ひます。

その次に、他の事業におきましては、いわゆる事業所得——勤労者は来年の一月からできる。ところがほかの事業は来年の三月にきまつて、納税時期が六月である。従つて勤労者の方におきましては何れこれでは恩典に浴していないで、事業者の方に恩典があるのだというお言葉であります。なるほど税法の施行上から見ますとそうなりますが、われ／＼の感覚で申しますと、勤労者並びに各事業者は同一的な取扱ひであるが、特に勤労者だけに恩典がないというようには考えられないのですが、その間のお考えを聞かせてもらいたい。

その次に、生計費より割出しますと、物品税あるいは織物消費税を軽減しても、大した関係がないという言葉を使つておられました。特にこの中にわれ／＼が生きて行くという感覚から申しますと、衣食住とよく言われておりますが、特に衣類関係がある。この点についてもあまり大したことはい。非常に微細であるという言葉を使つておりましたが、もちろんこの言葉は受取りにくい。この計数的なものをお聞かせ願ひたい。

その次に、青色申告制度の問題、すなわち税務代理士が全部責任を負うというようなことによつて、徴税したこともよく存じ上げております。そうすると今次の場合について、何かあなたに特別な御意見がありましたら、お聞かせ願ひたい。

その次に、これをやるにつきましては、今度の予算定員を元に返すというお言葉がありました。これを見ておりますと、特に本年の八月でございませ

たか、われ／＼が予算委員といたしまして、徴税目標の調査のために大阪財務局へよく行きましたが、実際の事情を見ておきますと、財務局の人員は約一万人、それで二十四歳以下の人が約七割、しかも実務の経験のある人が同じく七割、こういう実例がありまして、税務行政を實際やつて行くのに、このように年齢がうんと低く、経験が少い人で、予算定員を元にやつて、事務運行に不可能はないだろうかと思ひます。これに対する御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後に、会社内に報するに、いわゆる応援すると申しますか、そういう税務官吏がおるといふお言葉がありました。これは非常にゆゆしき問題であると思ひます。もしもかような徳島公述人のおつしやるような制度が事実あるならば、われ／＼がいかにまじめに国会議員として、国民のために法を審議したつて、これが運用で、あるいは会社内部に職員が部分的にでも秘密事項を公表するということになると、大きな問題であると思ひます。税務行政にそういう実例があることは、われわれ国会議員としてゆるがせにできない問題であらうと思ひますので、ぜひこれは実例をあげてもらひたい。

もう一つのお話でございますが、潔白な者が首切られて、汚職の者が首を切られていないというお話の中に、ポロポロの洋服を着、オーバーを着つたやつておるといふお言葉がありました。これは少し見方がどうかと思ひます。徳島公述人と同じように大阪財務局に不肖大上もおりましたが、これで非常に考へて行かなければならぬことは、家の財産といひますか、お父さん

の所得等において、自分の月給をもつて生活費を見なくてもいい人は何人もあると思ひます。家庭の事情におきまして、十分体面を保てるだけの服装ができる役人もあらうじやないかと考へます。私も現在の金財連ですか、勤務しておつたときのことを考へておるのではありませんが、どうもこれは受取れないように考へます。

以上述べましたことについて、参考資料を頂戴するか、あるいはお答えをお願ひしたいと思ひます。

○徳島公述人 第一の勤労所得の軽減と事業所得の軽減について、具体的な数字を示して書類を出してもらいたいという御意見でございましたが、この点につきまして大蔵省には今度のシャウプ勧告に付随して、いろ／＼計算資料がございします。それには勧告による所得税の軽減税額及び軽減率という表もありました。これを見ますと、この点がきわめてはつきりとして出ております。

たとえばこの表の中では勤労所得税の場合、軽減割合の一番高いもの、つまり所得に対する軽減税額の高いものから順番に申し上げますと、年所得が二十万円で、夫婦及び子供三人の場合が、所得に対して七％の軽減、これが一番軽減の高いものであります。二番が六・一八％、それから三番目が五・八％、こういうのが一番軽減が多い。ところが事業所得の場合におきましては、軽減割合の多いもの、年所得三十三万円以下について見ても、多いのは一二％、あるいは一％というふうには、勤労所得の場合に比べますと軽減割合がかなり高いわけでありました。その次の御質問の、勤労者だけが軽減がないというふうには私が申したよう

に御質問されたんですが、この点につきましては、今度のシャウプ勧告による所得税の軽減は、勤労者の場合でも、どのような勤労者にとつても必ず何らかの軽減は行われておる。その軽減が税率の点において、基礎控除の点において、勤労所得の点において、この三つがうまくかみ合はれて、どの勤労者の場合にも必ず何らかの、たとい一円でも十円でも軽減になるような案になつております。従つてこういう点からいふと、軽減にならないということとは間違ひであります。必ずだれでも軽減になる。しかしその金額が問題であります。

その次の御質問は、衣食住に対する間接税の撤廃が、些細なものであるという私の公述に対して、そうではないという御質問でありますけれども、これは正確な家計簿、あるいはいろ／＼な公表された書類がない以上、はつきりした結論は出ないのでありますけれども、今われ／＼の手元にあるものでは、産別の理論生計費がかなり詳しく品目別にいろ／＼な家計費支出の案を出しておりますので、それに基づいて計算すると、われ／＼のたとえて申しますと洋服にしても、くつにしても、そういうものに一年間に支出する金額というものはほんのわずかなものであります。たとえば洋服にすれば、現在のような情勢では五年もあるいはそれ以上も着ておる。従つてこれを一年間に割当てて見ると、そんなに大きなものではない。従つてこの件につきましては、もし御必要があればあとで私どもの計算した資料を差上げますけれども、われ／＼としてはそういう計算をやつたわけでありました。

その次の御質問は、青色申告につきまして、何かほかのいい案があれば申し述べよという御質問でありますけれども、これにつきましては先ほど申しましたように、一番根本的な問題は、納税者が納められる限度に税法を改正するということでありまして、われ／＼の見るところでは、現在のこのシャウプ税制ではなか／＼青色申告が理屈通りにできないのではないかと。もちろん先に例として申し上げました税務代理士が今つけておる色別による責任限度の表示、これはうまく行つておりません。それにはいろ／＼な強制的な点もなければ、罰則の規定もない。非常に不完全なものであります。これに比べると青色申告の制度は、さすがにいろいろな罰則の強化、あるいはそれに対する恩典というものが、非常に考慮されております。従つて前と同じような例にも行きませんけれども、しかし根本的な問題が解決されない以上は、やはりこれは人間のやることでありまして、うまく行かないのではないかと。いうふうには考へたわけでありました。

次の御質問は、現在首切りで税務行政がどういふのでなしに、首切られる前からすでに現在の税務官吏の質とか、あるいは量というものが非常に脆弱ではないか。従つてこれは首切りはそう大きなものではないというふうな御質問でありましたけれども、これはいかに御質問の通り首切る前から脆弱なものであります。しかしその脆弱な税務機構の脆弱な税務官吏の中でも、われ／＼の眼から見ると優秀と思はれる者が比較的多く首を切られておる。中には汚職嫌疑で首を切られておりますけれども、その以外に非

常に優秀な者が首を切られておる。従つてこの脆弱な税務機構を一層弱体化さすようなこの首切りに対しては、われわれは反対したわけでありませう。

次の御質問は、スバイとして税務官吏になつておる者、非常に重大な問題であるというふうに言われましたが、もちろんわれわれも非常に重大な問題だと思ひます。これは昔から自分の家の税金を安くするために、あるいは自分の親戚の税金を安くするために、税務官吏になつておる者もあるというふうなことで、われわれの職場では話に出たこともありますが、具体的な事例に申されましてけれども、この点については具体的にだれがどうというとは非常にさしつかえまじし、大阪新聞に出ました記事も大きな見出しで出ておりましたので、大きな見出しと中をちよつとのぞいただけで、特に私が注目したのは、この問題を納税者が非常に真剣に考へておるといふこと、この新聞が出ましてから二、三の納税者の方に会いますと、どの人もこの問題を話題としておる。そういう意味からこの問題を特に注目したわけでありませう。従つて実例については確実につかんでおられます。

最後の御質問の、今度税務官吏の行政整理の中に、ボロ／＼の服を着ておると言ひましたが、これは多少表現が悪かつたのであつて、たとえて申しますと、大上委員のごく近くにおられます神飾税務署で、今度野村慎一という税務官吏が行政整理の対象になつておられます。この人は奥さんが女医さんであつて、家もそう悪くはない。自分は絶対に納税者からは汚職をしない、收賄をしない。自分は自分の月給だけで

生活するのだということを信條にしておりまして、オーバーなんかも破れておるところはつくろつて、それを平気で着て歩いておる、こういう人でありませう。しかしその人は思想的な理由で、今度行政整理の対象になつたわけでありませう。そういう実例を申し上げて、一応御質問にお答えしたいと思ひます。

○川島委員 簡単に二点だけこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

今度の所得税の臨時特例に關する徳島君の批判を伺つたわけですが、この賃金のくぎづけ、一方物価の上昇、そしてこの程度の所得税の軽減では、勤労大衆の必ずしも実質的な賃金の確保にはならない、こういう点についてはきつめて同感であります。そこでお伺ひしたいのは、全財の組合として、現在の経済の事情の段階において、勤労所得税をいかに具体的に軽減すべきか、その目標がさだめしあるかと思ひます。その目標についての具体的なものがあつたならば、この際示しておいていただきたい。たとえば勤労所得の基礎控除の問題、扶養控除の問題、勤労控除の問題、こういう問題についての組合としての具体的な施策案があるかと思ひますが、それがあつたならばお示しを願ひたい。

それからついでにお伺ひしたいのですが、よく議会で論議されて今日まで来ておるのですが、政府もしくは国税庁等から全国国税局を通じて、さらに全国の税務署に対して、一定の徴税目標額を通達するというふうになつておる、これはよく聞いておるわけですが、そういう事柄は實際に行われておるのかという点と、それにあわせまして、ことに農業所得等の査定等につきましては、反当収量をあらかじめ財務局で標準を定め、その定められた反当収量の標準によつて税務署長に通達をし、そして税務署長をして、農業所得の査定をほとんど一律的に行わしめておるというふうなわけ／＼は感じておるわけですが、そういう事柄が實際にあるのかないのか。その点だけをお伺ひしたいと思います。

○徳島公述人 まず最初の御質問にお答えいたします。全財としては、今度のシャウプ使節団に対して意見書を提出しております。それは大体全財の大会で決定した全財案でございます。それによりまして、大体考え方としては、構想はシャウプ案とほぼ似たところがございますが、現行税法と違つて、中小企業あるいは農民を対象にして、少額の事業所得についても勤労控除を認めるといふ案でございます。そういう前提のもとに、まず基礎控除、これは年額六万円、勤労控除二五％、これが基礎になつております。これによりまして、現在の給與水準では、特に高いところでは若干税金がかりますけれども、官吏の場合にはほとんど税金がかからない、こういうふうな案であります。なぜ勤労控除を別にしたかと申しますと、これはやはり税率の操作の關係で、特に低額所得に対して低い税率を適用できるように、こういうふうな二本建の案を考えたいわけでありませう。こういう案はすでにアメリカの税制でも一時用いられたことがあります。

その次の御質問は、前のように制当

目標というものが、現在でもやられておるかどうかという点であります。これはこの前の国会で非常な問題になりました。それ以後国税庁の方でも、今年は目標制度をやらないというふうな申し出ておりますし、公式的には署長あるいは局長等からも制当がないのだというふうなことも申されております。しかし実質的にはやはりこれに似たようなものがやられておる。つまり一定の徴収見積りというものを各署から国税局に出し、国税局はさらに国税庁に出す。そしてその見積りについて、国税局が納得しないような見積りであつたならば訂正させられる。従つて実質的にはやはり制当に近いようなものがいつてもやられておる。従つてこれが原因となつて、非常にむづかしい税が行われておる。一方においては農業の場合に言われましたように、反当収量というふうな一本の率を、国税局によつて定められておる。同じようなことが営業所得の場合にも、その業態に応じて標準率というふうなものがつておる。従つてそれを適用して課税する場合、あるいは各署間の権衡をとると申しまして、低い税務署はこれを引上げるように、国税局の方から指示されるというふうな点で、ある程度の一律的な取扱ひが現在でも行われております。従つて現在非常にたくさんな審査未処理件を残し、そうして非常に多額な滞納を持つておる。これは結局こういうふうなむづかしい点は、結局の原因があるわけでありませう。これは現在非常に大きな問題になりまして、大阪国税局關係では、大阪が全国一に成績が悪いのでありますけれども、その責任者として署長が大体四名

ほど、今度の減首の対象になるというふうな話も聞いております。あるいは責任者が処罰されるようにも聞いております。しかしその原因は何かと申しますと、やはりそのもととは、こういうふうな国税局から一律的な標準が強制される、そしてそれに基いてそれを達成するために強行した。そのむづかしいところというふうな滞納額、あるいは審査未処理というところになつて現われて来たのではないかと思ひます。

○三宅(則)委員 私は一、二簡単に御質問いたします。ただいま御説明を伺つたのですが、私の考へております自然増収ということをやつてみますと、自然増収という事柄はどちらかと申しますと、目標額以上に決定すること、自然増収ができるのだというふうに考へておりますが、その点をお伺ひしたい。

もう一つ、はなはだ失礼な話であります。今の平均年齢が二十二、三歳くらい、経験年数も二年半というふうな、弱体の税務行政であると思ひますが、これを打破するためには相当法人税等について経験を持ち、学識があり、人情、風俗、これに對しまして富んだ知識を持った者にやつてもらいたい。そうすると二十五、六歳から三十歳の者が中心になつてやつてもらいたいと思ひますが、これに對する全財の方の事情をお伺ひしたいと思ひます。

○徳島公述人 まず第一の御質問でございますが、自然増収については、これが目標額以上に税金をとるために起るものではないかということでありませう。この点については、今度の自然増収の一番大きいのが法人税、その

申告をしても、税務官吏はその通り書かないから、最初からさじを投げて、うその申告をする。こういうことがシヤウブ勧告に出ておりますが、その惡循環を断ち切る第一歩は何か。これはシヤウブ勧告にはつきり出ているように、税率を引下げることである。つまり税法をもつと納税しやすく、軽減することであるということが、第一の出発点であるとしております。われ／＼も当然そうなければならぬと思います。そういうふうな税制全般を合理的にして来れば、当然税務官吏もそんなむね

をする必要もないし、またそうあせる必要もないわけであります。また決定にいたしましたも、そう何もむりにその年度内に処理することをおせる必要もないし、その能力に応じてやつて行けばいいというふうな余裕ができて来れば、そういう非難はだん／＼解消されるのではないかと思います。従つてこういう根本的な問題を解決しないと、今のようなやり方では、いくら教育をいたしましても、なか／＼その態度は改まらないのではないか、こういうふうな考えられるわけであります。

○川島委員 時間がないようですから、簡単に先ほどの質問に対するあなたの御答弁に関連してお伺いしておきたいのですが、徴収目標額の割当制というものは、形式的には本年度はない。しかしながら実質的には、お話によると引続き行われているように承つたのですが、先ほどのお話の中で、税務署長の方から、大体国税局の方へ徴収目標額を提出する。この目標額を提出するという前提は、各国税局から命令があつて、その命令に答えて、大体の徴収額を出しているのかどうかとい

うことが一つ、それから、その税務署長が提出した大体の目標額に対して訂正がある場合に、局の方からその合理的な基礎と合理的な算定といふものの根拠が明示されて、訂正されて来るかどうかということが一つ、第三番目には、よく申告所得税に対して徴収額が、その目標額をある程度超過する、予算を超過する。そうすると超過された場合に、一体税務署長を通じて税務署員に報奨金を出しているかどうか。もし出しているとしたら、そういう報奨金の率はどういふふうになつておるか。そういう報奨金を出すことによつて、非常に弊害があると思ふのが、その弊害があるかないかということについて所見があれば、それもお願いしたい。それから、そういうことによつて非常にまたむりが生ずるのではないかと思ふのですが、それに対する御意見、第四番目には、税率を下げれば税金がとりやすいのだと、シャウプ勧告にも明らかにされているのです。が、今度の特例によりまして、五万円以下二〇%から三十万円までは小刻みに五五%に急上昇する。そしてなるほど形の上においては税率は非常に軽減されたことになつてはいるけれども、はたして三十万円を標準に打切つて五五%という税率の設定の仕方というものが、あなたの方の実際の税務行政の実務に携つてゐる立場の者から見て、公正適切な税率になつてゐるかどうかということに対する考え方がありましたらば、この際聞かしていただきたい。

○徳島公述人 まず第一の御質問は目標額——これはいろ／＼言葉がありますけれども、ともかく年度初めに税務署の方で見積りをつくつて国税局に出

し、国税局はさらにそれを国税庁の方に出す。これは昔から税務署でやられていたのではありません。しかしこれが非常にきびしくなつた。つまり強制的なものがこれに加味されて来たといふのは戦後からであります。なぜきびしくなつたかといふと、戦争中あるいは戦争前は、税金が今のようには重くなかつた。納めにくくはなかつた。従つて税金問題もそう大きな問題にはならなかつたけれども、特に現在のようなら徴税困難な時期になると、この目標を強行するということが非常に大きな弊害を伴うということから、この問題を

やがて議論されるようになつたわけでありま。問題は、それでは税務署の徴収目標額に対して、国税局はそれを訂正するが、それは合理的な根拠があるかといふと、これはほとんど根拠らしいものは示されません。ただいろいろの動向もありましようし、あるいはその納税者数とか、あるいはその税務署の状況にもよりますけれども、この点についてはほんとうに税務署が納得して訂正するものもあるし、あるいはそうでないものも非常に多いわけでありま。ただ一言誤解のないように申し上げたいのは、これは表面は決して強制的でないといふことが言われま。まことにその通りであります。ほんとうに税務署長がそれをつづる腹なら——自分の正しいと思ふものを最後までつづる腹ならば、やはりそれでもやつて行けるわけでありま。しかし大部分の税務署長といふのは、やはりそれだけの信念も力もないので、国税局から言われるたいがいはいはそれに従つてしまふ。従つていろ／＼陰ではぶつ／＼言ひながら、署長会議

のような公式的なところでは、ほとんど発言をしないといふような点で、これが決定されてしまふことになるわけでありま。

それから報奨制度の件でありますけれども、この点についてはシャウプ勧告の中でも目標額に伴ういろ／＼な弊害を指摘して、こういうものをきめなければ報奨制度が実施できないといふのは誤りであつて、何もこういう目標額をきめなくても、そのほかのいろいろな資料をもとにして、報奨制度は実施できるというふうなことを勧告しておりますが、あれを見ましても、今まではこの目標額が報奨制度の重要な基礎になつて、実施されておりました。今回は大体シャウプ勧告の趣旨に従つて、報奨制度の根拠もかわつてくるだらうと思ひます。先ほど例に申しました大阪局で四名ほど署長が首を切られたという表面の理由は、目標額突破とかどうとかいふことではなしに、あくまでも審査の未処理の件数の多いところ、滞納件数、あるいは滞納金額の多いところ、こういうのが理由になつて罰を受けたようであります。しかしその根本的な原因は、先に申しましたようにやはり見積りにむりがある。それがこゝういふ原因になつてゐるというこ

は、かなり苦しい説明をしている。ごくわかりやすく申しますと、なぜこの五五%の低い税率にしなければならぬか、最高を五五%に押えなければならぬか、という理由として、シャウプ勧告があつてゐるのは、まず第一に今高所得者は税金が高いから、ほとんどみな脱税をしてゐる。従つていくらか高い税率をきめて、とれない税金ではしたくないやないか。従つてこれを五五%に引下げても、所得の捕捉を確実にしてとれば、その方が実質的にはいいやないか。こういうのが大きな理由になつております。従つてもし税務機構が非常に完備しておつて、所得をうまく捕捉できるならば、この税率は八〇%でも、あるいは九〇%でもいいといふふうな意見を述べております。ところがまた別の箇所では、これと反対の意見を出している。と申しますのは、現在五五%に引下げたかわりに、富裕税といふものを新たに設けたわけでございますけれども、この富裕税を補充税にしてこの五五%に附加して税金をとる。従つて富裕税の方がうまく行くようになれば、つまり税金をよけい上げてくるようになれば、今度はこの五五%はまだ高過ぎるから、これをもう少し引下げるようにしてはどうか。つまりこの所得税と今までの住民税、これを合計して五〇%以下にするように引下げる必要がある。将来はもう少しなさいといふ勧告であります。これは明らかに前の意見の矛盾でありまして、こゝういふふうにシャウプ税制といふのは、所得の捕捉の上でいろいろなくふりをこらしておりまして、従つてこれをその通り実行して行けば、今までよりは確実に所得の捕捉という

ものが充実して来るわけでありま。充実して来ればある程度この税率を引上げて、すなわち税金はとれるわけでありま。しかし充実して来れば、今度は反対に税率を引下げるという意見でありまして、この点非常に矛盾した説明をしてゐると思ふわけでありま。われ／＼としてはこの五五%といふものは行き過ぎで、やはりシャウプ勧告でもあつたやうに、日本の現状では富の集中といふことを非常に攻撃しておりますけれども、その点からいつてもやはり税金は所得税で十分とるべきである。富裕税でとるものと、所得税としてとるものと、かなり所得の対象も違ひますし、またその作用も違ひますので、所得税はあくまでも所得税として、正しい税率をきめなければならぬと考えるわけでありま。これは外人の税金の關係でありまして、今でもアメリカでは、シャウプ案でも、日本のアメリカ人に対する課税は高過ぎるというふうな不平が出てゐるやうであります。五五%に引下げたという最大の原因は、私の考えますのには、外人に対する課税を考慮して、こゝういふ税率をきめたのではないか。従つてわれ／＼の立場から考えますと、五五%に打切るといふことは、これは理論的にはあまり合理的な説明がつけられない。不合理であるこゝういふふうに考えるわけでありま。

○中村實委員 今の川島君の質問の点に関連するのですが、税務署が出す自主的な徴税目標と、国税庁でもつて出す目標との差が、非常に大きいものであるかどうか。これに対する見通し、自主的に税務署にやらした場合

に、現在国税庁の考えておる程度の数字は、どうしても出ないという見通しかどうか。実務に携わつておるあなたとしての見解を聞きたい。

○徳島公述人 この点については、一概に全部に当てはめるような御答弁はできないのでありますけれども、たとえば農民課税の場合、これはあまり大きな割当を押しつけましても、実際所得がなければとれないし、またそういうことも実際はあまり行われておりません。差がありましても、それはそんなに大きな差はありません。一番問題になるのは、やはり営業所得の場合であります。農民の場合でも特に問題になるのは、近郊農村と純農村との開きであります。この差が少な過ぎるといふような点もあります。それから営業所得の場合においては、盛大な業種とそうでない業種との差が少い。こういうふうな点から、非常に不公平な割当が押しつけられる場合がある。従つてある税務署によつては案々と目標額とされることもありますが、いくら一生懸命にやつても税金がとれない税務署もある。従つて税務署ごとに非常に状況が違つてあります。

○中村(實)委員 今のお答えは少し違つたのですが、そういうことがあるから、税務署によつては案々とされることもあるし、困難なところもあるという事情ですから、自主的にやらした場合には、全体としては一応ある点まで行けるのじやないか。行けるのなら今言われるような、実質的にむりな割当を上から押しつけるということはやめなければならぬ。しかしそれができないということならば、今やつておる方法もある程度認めねばならぬのじやないか、かように考えられるから、その点を聞きたいのです。

○徳島公述人 この点もやはり予算に開連して来ると思ひます。昔からそういう見解を局に出し、局では昔もある程度の訂正をしておつたわけでありま

す。それが大きな問題にならなかつたのは、予算がその当時の担税力に比較して、現在ほど苛酷ではなかつた。従つて多少のむりで大体押し通して行けたのが、現在では税法通りではとれないが、実際の担税能力から言ふとれないのがたくさんある。そこで問題になつたわけですが、やはりこの問題は予算と開連して、たとえて申しますと、昨年度の予算でも、最初の政府原案と最終的に国会で決定された案とは、かなり大きな所得税の開きがあります。この一つを見ましても、最初の政府原案は現在の担税力を考へてかなり低い案であつた。従つてこういうふうな突然所得税の予算を変更してしまつて、それに応じて国税庁あるいは国税局では、責任上非常に大きな割当を押しつけることになるわけですが、

○河田委員 今度の改正案で、帳簿の整備の問題であります。帳簿をつけてない人が大分あると思ひますが、大抵能力のない者もおると思ひますが、大抵において推定でつけようですが、申告所得について、営業あるいは農業等においては、大体どのくらいまで現在帳簿を大まかにつけておるかということをおわかりでしたらお知らせ願ひたい。

○徳島公述人 その点あまり正確な資料を持つておりません。感じは個人業者の中で、農民の場合は、ほとんど大部分が帳簿をつけてない。営業者の場

合でも、帳簿をつけておるのは、メモ程度ならどの業者も必ず何かつけておるのですけれども、実際税務署が行つて提出するような帳簿をつけておる者は、一人もないじやないか。これは私の勘ですが、最近の事情はよく知りませんけれども、大体そうじやないかと思ひます。

○佐久間委員 先ほどあなたのお話のうち、優秀官吏が整理されるという言葉がございましたが、その優秀官吏ということについてちよつとお尋ねしたい。あなたは物的方面のことをおつしやつたが、私は優秀官吏といふものは、物心両方面から考へなければならぬ、こう考へておる。ところがあなたは先ほど優秀官吏のうちに、物的方面の馳走だとか、收賄とか、そういう面についての説明は承りました。しかし精神的方面の話については、遂に聞くことができなかったものであります。税務官吏は常に公平無私でなければいかぬとわれ／＼考へておる。ところが初めから思想的に、あるいは異なつた観念をもつて徴税に臨む場合が考へられる。そういう場合でも、そういう人を目して優秀官吏であると思へられるかどうか、この点をひとつ……。

○徳島公述人 精神的な面について、何も言わなかつたという御質問でありますけれども、先ほどいろいろな服装のこととか、汚職関係のことを申しましたのは、結局そういう汚職をしない。あるいは服装なんかでも今の収入に應じた服装をしておるといふことは、そういう人が清廉潔白であるといふ精神状態を現わしておるのじやないか。ほんとうに今の収入ではそうせい

きないというのが実情であります。従つてあとで申されました公平無私とか、思想的にどうこうということでありますけれども、公平無私というのは、やはり清廉潔白でなければ公平無私な態度はできない。税務署はとるところであり、たくさん税金をとるのが仕事であります。従つて税金をたくさんとろうとすれば、やはり金持から担税力に応じてとるのが第一の務めであります。従つてこれを思想的な考へ方からどうこうというよりは、むしろ現在の税法に従つて、また担税力に応じて課税するというのが、税務官吏としては一番必要な精神的な心構へではないかと思ひます。この精神的な心構へは、能力的な問題もありませんけれども、この点についても現在整理されておる者の中には、たとえば税務署が経験者を講習生にして、毎年講習会をやつておりますけれども、その講習会の成績が一番、二番という者が、やはり整理されておるものであります。能力的に言つても非常に優秀な者でも、やはり今整理の對象になつておる。それは思想的な点が非常にたくさんありますけれども、しかしそういう思想的な影響のある人が、はたして現在の徴税を曲げておるかというところ、決して曲げていない。そういう人ほど現在の金持からは税金をとり、そして現在の担税力に応じてあまり苛酷なことをやらないように、納税者の実情に応じた課税をやろうとしておるのには、こういう人ではないかと私も考へておつたわけであります。従つてもしかりにこういう思想的な偏見のために、不公平な取扱ひということになれば、それは今御質問の趣旨とは反対な行政整理が行われておるといふことが言えるのでないかと考へます。

○宮腰委員 実は税務警察官の待遇の問題について、この委員会にも陳情書が参つておるのですが、一般の税務署員よりは一階級だけ待遇するという公約があつたようですが、そういう事実があつたかどうかということ、それから現在の税務署では非常に年齢が若い。経験年数が少いので、徴税関係の教育も相当しなければならぬといふのですが、その点について各税務署長なり、直税課長なり、そういう方法をどうとしてみても、ほとんどひまがない。そういうような関係から言つて、国税局の総務課あたりに教育係といふものを設けまして、税務署をぐる／＼まわつて教育するといふことが必要でないか、こういう考へを持つておりますが、いかがですか。

○徳島公述人 第一の警察官の待遇の問題につきましては、現実一般の税務官吏より以上の職階を與えられております。第二の御質問であります。税務署をぐる／＼まわつていろいろ指導をしておるのは、監督官という制度がありまして、それが大体全部、国税局におる者でも、東京の国税庁の配下になりまして、まわつております。それはいろいろ／＼な税務の能率増進のために設けられた制度でありますけれども、今盛んにやつておるような実情です。この点につきましても、いろいろ税務署でも問題を起しております。仕事の面で意見の対立があつたり、いろいろの問題がありますけれども、しかし税務監督官といふものは、税務職員

の能力の向上という点よりも、むしろ税務行政のやり方について改善をやつ

ております。税務官吏の能力の向上については、毎年臨時的あるいは定期的に、講習会というものをやつております。これについても非常に大きな非難がありまして、非常に無責任な講習をやつておる。この前広島市の国税局へ行つたときに、講習生が組合の方へ来てそういう不満を申しおりました。つまり実務的なものを聞こうとして、講師はそんなことは知らぬ。ほかの講師に聞いてもらいたいと言ふ。ところがその講師に聞くと、おれの関係外だから知らないというように、非常に無責任なことをやつておる。局長に言つてもらえないかといううなことを、講習生が言いに来たこともありますが、こういうことはやはり講習生が実質的に、そういう講習会の運営についての意見を出せるような雰囲気をつくらなければだめだと思ふ。今非常に組合の力が弱くなつて、そういう点がなか／＼ま／＼行かぬ、こういう実情であります。

○佐久間委員 法人税のこととちよつとお尋ねしたのでありますが、法人税をつくる予算組立ての当時に、すでに今日の自然増をわれ／＼は見込んでおつたのだというあなたのお話でしたね。それはどういふ根拠についてそういうことをお考えになつたか、その内容を示してもらいたい。

○徳島公述人 その根拠になりますものは、先ほど申し上げましたように、法人税収の基礎は、今国税局の所管になつておつて、税務署の手を離れた資本金三百万円以上、あるいは純益金額三百万円以上という、税務署でいうと大法人が、実際に税金を納めるかどうかによつて、この法人税収は非常に大

きく左右されるわけです。昨年まで法人税の見積りが非常に少なかった。これはいろいろな資料を検討してみますと、大抵戦時中までは法人税あるいはそれに付随した臨時利得税というものを合計しますと、個人の所得税よりむしろ多かつた年度がたゞさんあります。大体と／＼であるというふうな状況でありましたが、戦後これがぐ／＼とかわりまして、大抵所得税の一割程度しか法人税収を見込んでいないといううな状況であります。それはなぜかという、大法人がほとんど欠損であつて、小さな法人だけで法人税収をまかなうという予想のもとに、こういう低い法人税の見積りが立てられたわけでありまして、ところが昨年中ごろから、この様子がぐ／＼とかわりました。その原因はいろいろありまして、たとえば警察部ができて、だんだん大法人についても警察の手が及んで行つた。従つてそれに付随して、大きな法人でもある程度それにやられないうな程度の申告を出すようになったて来たことも、一つの原因であります。それから増資するために、ある程度の利益を出さないと、うま／＼資金が集まらない。そういう原因から、かなり表面上も利益を出すようになって来た。そういう点もございます。結局昨年度の法人税の徴収成績は、前半と後半とを比べてみますと、後半の成績がよくなつておる。先ほど例に申し上げましたように、昨年度では、十月末は予算に対してわずかに三七・九%であつたけれども、これが後半になりますと年度末では一五・〇%以上になつておる。そういうわけで年度の前半と後半を比べても、様子がぐ／＼とかわつて

来た。そのぐ／＼とかわつて来た原因は、今申し上げましたように大法人の申告成績がよくなつて来たこと、その原因の中には警察部の活動とか、あるいは増資するためにいろいろな利益を出すとか、そういう原因によつてかわつて来た。こういう状況は本年度は当初から当然予想された問題でありまして、この点につきましては二十三年度の税収についても、われ／＼が大蔵省の主税局の人と会つていろいろ話をしてみると、昨年度もとうとう思えば大体五百億ぐらいの税金がとれたんじやないか。二十四年度ももちろんあまり苦勞せずに、五百億ぐらいの税金がとれるというのを申しおりました。従つて先ほど申し上げましたように、資産再評価をやつて、大巾に大法人の税金を軽減をしない以上は、最初からとれることは予想されておつたことは考えます。

○川野委員長 午前はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 それでは午前はこの程度で休憩いたしまして、午後二時から再開いたします。

午後零時四十八分休憩

午後二時三十分開議

○川野委員長 それでは休憩前に引続き会議を開きます。

引続き公述人の御意見を拜聴いたします。労働調査協議会研究員永野順造君。

○永野公述人 私が今御紹介にあずかりました永野でございます。実は土曜日に公述人になれという御通知を受け

て、机の前にすわつて頭をひねつていたのです。そうしたら私のところの一番小さい坊主が、お母ちゃん、お父ちゃんは何してゐるの。お父ちゃんも議会で税金の話をしてくれといふので勉強してゐるのだよ。そうしたら、何だ、税金か、賃金値上げをしくちや税金なんか拂えつこないじやないか。その話を聞いて、私の頭がすつかりまゝとまつて、ここでお話することの内容もきまつたわけなんです。まさに負うた子に教えられて浅瀬を渡る式なんです。が、実際税金というものは生活費から出て来るのですから、いかに少い税金でもその税金は苛徴請求であつて、それからいかに膨大な税金であつても苛徴請求であり得ない場合がある。ですから今度の税制改革でも、少しでも国民の生活を楽にするようにしていただきたい。しかし遺憾ながらそういう面が非常に稀薄であると私は考えます。お話を伺いますと、代議士さんたちの歳費といふものは二万八千円だ。そのうちでね。これで代議士さんたちの職業的な支出をお支拂いになつて、生活がどうでしょう。八千円を職業的な支拂いに差引くと、二万円になります。今二万円の生活といふものは、そんなに楽な生活じゃないです。それからさつき所得税の自然増収という問題があつて、これが見込まれておる。しかし失業者がぐ／＼できて行つてゐるのです。労働者の数は少なくなつておる。それでどうして自然増収ができるか。そうするとここにいろいろの問題があると思ふ。退職賜金に対して税金をかけられておる。ところがこの退職賜金というのは、失業したあとで失業者がそれによつて食つて行く金だと

思ふのです。なるほど失業保険はありますが、今のようない賃金の六割しか失業保険はくれません。

〔委員長退席、前尾委員長代理登壇〕

ですから失業の明けの日から、失業保険では食えないのです。退職賜金もまた同時に食いつぶさなくちやいかぬ。そうすると、現在退職賜金を出されても、三万円ないし五万円程度なんです。が、失業保険が切れるときには、退職賜金も完全に食いつぶされて見なければならぬと思ふのです。そうして今失業したら、半年やそこらで就職ができると思へるのは、よ／＼どうかしてゐる。しかるに生きて行くか生きて行かないかといううなせとぎを支配するところの、この退職賜金からの税金が自然増収になつておる。私は失業者には税をかけるべきじやないと思ふのです。まだほかにもあると思う。最近失業者が出て来ると、だんだん労働強化をやる。長時間労働が出て来ると、そこに税金がかかり、そこから自然増収が出るのですが、労働者は、もう超過勤務はいやだ。長時間労働をやつても、みんな税金に差引かれてしまふという声を出してゐるのです。こういうぐ／＼に所得税の自然増収も、はなはだま／＼つづまものである。それでは労働者は今どんなふう生活してゐるか。私は東京都内のある大きな工場へ行つて話したことがありますが、君たちの生活はどんなふう苦しいかといつたら、非常に苦しい、一日も早く賃金値上げをやつてもらわなければ困るというのです。一体あなたの収入は幾らですかという、八千五百円だ。それであなたの世帯は何人です

かという、五人世帯だ。それではどんな生活をしていすかという、も配給だけで、何もとれない。やみ米なんか絶対に買えない。それでは毎日の献立はどんなものですかという、米があつたら米、なければ麦、そうして副食物は、配給のみその汁に配給のじゃがいもが二つ入っている。これが一家五人の副食物です。そうしてそれが三度々同じものなのです。これが月収八千五百円の生活なのだろうと思ひます。ところが今度の控除額では、七千円からの控除で、こんな生活をしてる人たちにも、一万三千円だけかの勤労所得税がかかっている。今度の改正で三百八十円が軽減されてる。ですからこんな生活をしてる人でも、やつぱり一万二千数百円の税金がかかっているという事です。ですから勤労所得税は、なるほど賃金から差引かれていますが、その足りないところはたけのこ生活をやらなくては、どうにもやつて行けない。それでこの八千五百円の五人世帯の労働者は何と言ふかといふと、もうぎりぎりまで来た、家財もなくなつた、もうどうにもならぬところまで来ていると言つておきます。ですから勤労所得税が、賃金から現金で差引かれますが、その実はたけのこで支拂われている。家財を売つて支拂われているのだといふことを、はつきり認識していただきたい。

またある工場で、生活実態調査を私の方でやりました。そうしたらどういふ結果が出たかという、九千円ペーすで、この労働者は賃金収入の三割が赤字だ。三割は内職で稼ぐなり、副業をやるなり、売り食いをしなければ、どうしても生活ができない。こういう人たちに税金がかかっている。元来勤労所得税が一般化したのは、第一次世界戦争後だろうと思ふのです。そしてこれが一割ないし五分に對しても、非常に労働者は苦痛を訴えた。それが日本でもつと高い勤労所得税がかかれたが、最近ではこの勤労所得税はなるほど次第に少しづつ軽減されている。しかしそれが間接税、消費税にまわつていく。これはあとでお話したいと思ふのです。ですから二万円の生活でも苦しいとなれば、ある程度の生活水準をきめて、それ以上のところで勤労所得税が加わるならともかく、勤労所得税が実は家財を売り拂つて拂われているという事実を、よく認識していただきたいと思ひます。

第二に織物消費税の撤廃なのです。が、今労働者たちは食ふことに奔命これ努めていますが、着るものに対して非常に困つてゐる。そして作業衣もつぎが当てられないくらいに困つてゐる。もう着がえがないという声を出しているのが、非常に多いのです。もつと悲惨なのは、ある未亡人の場合ですが、一家が病気で、自分自身いつ死ぬかわからない。そういうところではどういふことを言つてゐるかという、目をつぶる前に子供たちに一べん襦袢を着せて、ゆつくり寝せてやりたいといふことを言つてゐるのです。着た切らずめなのです。そういうところに織物消費税を撤廃していただくことは非常にありがたいのですが、ここで逆の面が考えられなければいけないと思ふのです。織物消費税が撤廃されると、飯が食えないときに交換屋へ持ち込むわれ／＼の衣類が、値段が下るので

す。實際そんな人は着物をかうなどということはないで、むしろ着物を売る立場にある人々です。それで織物消費税が撤廃しても、むしろこのたけのこに影響が来る方がはるかに多いのじやないか。昔から国有物資の無料拂下げということがありますが、それが事業団体に拂下げられてゐる。しかし失業者だの、九千円ベース以下の労働者たちにこそ、私は拂ひ下げらるべきものじやないかと思ふ。そしてそれは無担保で拂ひ下げても、どうせ御回収になるのなら、税金の形で何でも回収できるはずだと思ふのです。

最後に物品税の問題ですが、これがずつと見ましたところ、ぜいたく品の税率の下げ方が多い。そうして生活必需品に對する税率の下げ方が少いといふことが、一つの特徴だと思ひます。もう一つの特徴は、生産手段の原材料あるいは事務用品の物品税が撤廃されているにもかかわらず、消費生活に要するところの物品に對して、まだ税金がかかっている。これは一言にして申しますならば、資本家のためには非常に有利な価格ができてゐるのだけれども、労働者にとつてはますます不利な価格ができて行く。こういうふうな価格をつくつて行きますから、通貨というものが国民全体の中をぐる／＼まわらないで、独占資本に独占されてしまつて行く。私は最近の金詰りは、こんな税金の關係、こんな物価の關係から、次第に大銀行へ、独占資本の方へ行つてしまふと思ふのです。昔は独占資本というものは、生産原料を独占してしまつたが、今や通貨を独占してゐる。だからこそわれ／＼の手に通貨が入らないのだ。そこからわれ／＼労働者たちの生活の苦しさが生れてゐる。議員さんたちの二万円ではそういうことはありませんが、われ／＼サラリーマンの給料という、昔は二十日間ぐらゐは使えた。ところが今は十五日しか使えない。あるいは十日ですつからかんだ。こういうことで急速に、使える日にちが縮まつてゐる。実質賃金が横ばいだ。あるいは上つてゐるなんていいますが、われ／＼の現実の生活では、実質賃金はどん／＼切下げられて行つてゐる。実質賃金が切下げられてゐるばかりでなく、この三階から見渡してゐるとどうでもないのです。が、ちまたの陋屋に行くと、人間が今や死にかかつてゐる。至る所餓死者が出かかつてゐるのじやないか。それで私はここで子供のつづり方を讀みた。それはくつみがき屋さん一家なんです。それがいつの間にか、半年たつたたない間に一家全滅してゐる。それが尋常校の四年生のたど／＼しい筆で、描寫されてゐる。しかもそこに親子の愛情がにじみ出ていて、読む者を涙を催さずにはおかない。私は何度か泣いた。ちよつと讀んで見ます。

ぼくはいつも、あさかわくんちへ、あそびにゆきました。あさかわくんのおうちは東武線のりつきよりのそばでした。

あさかわくんにはお母さんがいないくて、お父さんは、くつみがきやさんでした。あさかわくんと、五つくらいは小さいいもうととうちでまづいてゐるのです。

あさかわくんのお父さんは、ときどき、ちびちゃんをつれて、学校へきて、あさかわくんやぼくたちをまどからみていました。いつでもくつ

みがきのはこをもつていました。かえりには三人で、おうちへかえりました。

きよ年のふゆ、あさかわくんのお父さんは死んでしまひました。あさかわくんは、すつかりやせてげんきがありませんでした。それからあさかわくんが学校へこなくなつたのでぼくがあそびにいづたら、いなかのしらないおばさんがいました。

ちびちゃん「兄ちゃん死んだやつたよ」といつたので、ぼくはびつくりして、つまらないので、かえつてきました。それからぼくはあさかわくんちへいかなくなりました。

いつかお友だちにきいたら、ちびちゃんも死んでしまつたやうです。どうしてみんな死んだやつたのかしら、かわいそうだなあ。

それでお父さんが死んだ前に、生活苦のためにお母さんも死んでゐるはずなんです。そうしてお父さんが死んだときには、もう子供もすつかり参つてゐる。そして浅川君が死んで、今度ちびちゃんも死んでゐる。實際生活保護法で親子五人五千円で暮らしてゐる。未亡人の所にも調査に行きましたが、これは生活が保護されているのじやなくて、即刻餓死するのを三箇月か半年延ばさるくらいにすぎない。今八千五百円にしましても、みそ汁にじやないものが三度々の副食物にしかならぬ世の中なんです。それでどういふうぐいにみんな生活のためにあつ／＼してゐる。おぼれかかつてゐる。それで税金は、こんな土左衛門になつてゐる国民の足をひっぱるやうなものであつては困る。幾らおとりになつてもいいから、ある程度の生活をやらせ

とに思ふのです。

か。御存じであつたら御説明願ひたい。

てほしい。それではないと日本人は、非常に多くの人が、戦争では死ななかつたけれども、戦後の経済のために、三年、五年近くの間に、戦争で死んでおるよりもつと多くの日本人が死ぬのではない。私はこれをいつも憂えておるのです。繰返して申します。小さい税金も苛徴請求になるし、九〇%の税金でも苛徴請求ではあり得ないことがあるということ。こうした観点から、もう一ぺん税制の改革ができるものなら、考え直していただきたい。私はこう考えます。一応私の公述をこれで終らせていただきます。

○前尾委員長代理 ただいまの永野君の公述に対して、御質疑がありましたら、これを許します。

○林(百)委員 小さい税金も苛徴請求になるし、九〇%の税金も苛徴請求になり得ない場合があるということ、これは具体的に言うと、どういふことをいふのですか。

○永野公述人 それはたとえば九〇%の税金を納めても、生命に異状がない。肉体的に破壊されない。何とかこの際を察して行ければ、それは労働者の立場からいへば苛徴請求ではないと思ひます。ところがここに五十円か百円の税金でも、それが結局において、たけのこをやらなければ拂えないとなれば、これは苛徴請求じやないか。あるいは必要とあればいつでも出しますが、労働者の中には一食抜いておる人たちが相当多い。失業者に至つては、あぶれた日にはほとんど飯を食つてない者さえおる。そういうときに、そういう人たちの買ひ物に税金がかかつておるとしたら、それがいかに少くても苛徴請求になる。そう私は

○林(百)委員 そこで今度われ／＼の委員会へ提案されました税制改革の柱は、三つあると思うのでありますが、一つは源泉徴収、これは勤労所得であります。源泉徴収の自然増が百四十億あるわけなんです。源泉徴収の自然増が百四十億あるということは、名目賃金がずつとそれだけ上つて来ておるのか、あるいは名目賃金はそう上らなくて、退職金というやうな不時な課税対象がふえたために、本年度の上半期で源泉徴収の勤労所得が、百四十億の増徴というのが出たのか。まずこの点について意見を承りたいと思ひます。

○永野公述人 私は税金関係はあまり詳しくないので、その点ははつきりしません。しかしさつき申し上げましたように、退職金の課税、それから超過勤務の課税、それからもう一つあります。大体所得税の控除額が全額になつてゐるところが、五人世帯ですと七千円ないし七千五百円になつてゐたかと思ひます。ところがさつき申しましたやうに、八千五百円でもどうしてか食えない。おそれ早かれ賃金値上げをせざるを得ないのです。そうするともう所得税の控除額というものは、はるかに非現実的なものとなつて、適用を受ける者はほとんどない。そうして一方物価がこれほど上つてゐるのですから、おそれ早かれ賃金が値上げされる。賃金が値上げされたところで増収になつて行くんじゃないかと思ひます。そこで増収の中には、ある程度の賃金値上げを予想してゐるのではないか。むしろ先にまわられてゐる。

○林(百)委員 そうするとどういふことになると思ふのですが、この政府の源泉徴収勤労所得に対する自然増の百四十億といふものは、大体退職金とかさういふこともあるだろうが、かりに百歩譲つて、政府は名目賃金が上るということを中心としておられるのか。しかしその名目賃金の上る原因は、一つはやはり生活の必要から名目賃金が上るのだから、それへまた税率がかかつて来て、税金でとられてしまつては、せつなく名目賃金が上つたことの意味をなさないではないかといふことが一つと、もう一つは、その名目賃金が上るについては、実質的に労働強化やいろ／＼なことが行われておるので、従つて労働強化と名目賃金との比率を見ると、全然従来よりは実質的な賃金は上らないことになるけれども、ただ税金がそれへかかつて来るから、名目賃金は少しくらい上つても、労働階級に対する負担はかえつて重くなるのだ。要するに労働強化による名目賃金の少しの値上りに対して税金をとられるといふことは、生活の必要から名目賃金が少し上つたにもかかわらず、それへまた税金がかかるということになれば、この政府の本年度百四十億の勤労所得の自然増といふのは、労働階級全体にとつてはむしろ血と肉をはぎとられるやうな自然増のやうに、われ／＼は考えるのです。そういふ名目賃金が上つた裏には、労働強化だとか、さうした生活の必要から出ておる。それが税金にとられるといふことになると、労働者の手元へ来るものはまた大したものではないので、かえつてだまかされてゐるやうな形になる。そういうやうな実情といふか、一般の趨勢はどういうやうになつてゐる。

○永野公述人 皆さん御存じのやうに、名目賃金が上るに従つて、実質賃金は下つております。ただその中に一時停滞的な傾向がありました。それは電産の争議あたりから、給與審議会のできり直前あたりまで、若干の違ひはありましたが、一貫して、名目賃金が上れば上るほど、実質賃金は下つております。

○林(百)委員 ところがこれは数字のとおり方である／＼違ふと思ふのです。政府の方は、勤労階級の実質的な賃金は向上してゐるのだといふ意見なんです。国会で出している統計の要覽を見ましても、どうも昭和二十三年の十二月、昨年の暮が実質賃金が頂上であつて、その後ずつと下つてゐるのです。これは国会でつくつてゐる統計です。これを見ても政府の考へてゐる名目賃金も上るし、実質賃金も上つてゐるのだといふことの意味が、よくわれわれにはとれないのですが、それはあなたの方ではどういふやうにその点考へておられるか。

○永野公述人 実質賃金は上つたか上らないかといふやうな、指数関係で示してゐるだけです。何ら実質的に説明されてゐない。そうしてこれは皆さんも御存じのやうに、戦争以来の政府の手です。戦争が推し進められるに従つて、国民大衆の生活が苦しくなりまして、内閣統計局の生計費指数で賃金指数を割つた数字といふものは、五年間近いです。一貫して百です。それで実質賃金指数が百になるやうに、生計費指数も賃金指数もつくられてゐる。私はこう思ひます。また終戦後の

賃金指数、OPSといふのは非常に込み入つてゐますから、はつきり科学的な根拠をつくことは今のところまだできません。しかしだれに聞いてもらなかつてもよいと思ひます。さつきも申しましたやうに、月給がかつては二十日間は何かと暮せた。二十五日は何とか暮せた。ところが最近では十五日しか暮せない。ある入たちは十日しか暮せない。もつとひどいところになると一週間でも右から左にすつ飛んでしまふ。ですから内職をやる。物を手離す。それから自分の実家へ応援を頼む。それが今のサラリーマン、労働者の実情であらうと思ふ。ですから実質賃金指数がどうあらうとどうあらうと、実質賃金指数は急速に低下してゐる。私は断言してはばからないと思ひます。

○前尾委員長代理 ちよつと注意しておきますけれども、さつきの御意見に対する質疑にしてください。その範圍を越えないやうにお願いいたします。

○林(百)委員 御意見に対する質問だと思ひますが、それからもうひとついふことを御検討なさつたことがあるかどうか。年末にかけて実は安定物資に対する補助金が廃止になつて、それからこれに基いてガスだとか、電気だとか、貨物運賃は上るでしょう。主食の米なんかも来年の一月から一割ほど上つて来るのですが、そういうやうにすつと物価が上つて来る。それへ今度の税制によつて、わずかながら賃金が減ぜられるといふのですが、勤労階級全体から見れば、具体的に減ぜられるとは思ひません。具体的個人生活者に対する今度の税制改革による減税の負担減と、さうした年末にかかつて来る物価のい

ろいろな値上りとを比例してみた場合に、今度の税制が実質的に勤労者の個々の生活に対して、そうした物価の値上りをもカバーしてプラスになるか。あるいはそういうものを考える

と、決して今度の税制改革程度ではプラスの面は浮き上つて来ないのだというような点を、御検討になったかどうか。実は一昨日の平田主税局長の御説明では、大体生計費三・五%くらいは、今度の税制改革でプラスになるのだと言つておる。そういういろ／＼な面を入れまして……。ところがわれ／＼の方は、今言つたいろ／＼な要素を入れ、さらに地方税の増額、あるいは資産再評価の問題も出て来る。こういう要素を入れると、やはりこれからも吉田内閣の財政政策が遂行される限り、この程度の税制改革では、家庭生活にプラスの面が出て来ないというような結論を持つておるわけです。この点も国会外の権威者である皆さんの方の御意見を、参考までに聞いておきたいと思いますが、どんなようにお考えになりますか。

○永野公述人 私は軽減できないと思ひます。軽減できないのみか、急速に過重になつてゐる。それは物価が何か知りませんが、先ほどから何度も言ひますように、とにかく生活費が非常によけいにいる。幾らしんぼうしてみても、この二、三箇月の詰り方は、科学的に説明できないような詰り方をしてゐる。そうしてそれが少しも緩和されてゐない。議会中になつたり、いろいろの問題があると、主食配給などは割合によく、それで多少は楽にならなくてははいけないのだが、この秋からこちらというものは、国民の生活は急速に

苦しくなつてゐるのではないかと思ひます。その点は過去四箇年のうちでも、非常に特徴的な傾向を示しているのではない。主税局長さんは三・七%軽減されるとおしやつたのですが、私はむしろ急速に過重されていることが認められなくてははいけないと思ひます。

○林(百)委員 政府側では、家計がこれから先プラスの面が出て来るといふようなことを、数字の面では操作してゐるが、生活の実感からいへば、そういうことはとうてい信ぜられない。生活実感からいへば、加速度的に生活が急迫に陥つてゐるのだといふことを、意見として述べられるのですか。

○永野公述人 そうです。それも実感ではなくて、家計簿をごらんになりますとわかると思ひます。ただそれを収入の面で補つてゐるのは、たけのこをやつたり、ぶつばなししたり、借金をやつたりしてゐるのだと思ひます。

またさつき問題になつておりました実質賃金のことについて、もし御質問がございましたら、何でも御質問に應じたいと思ひます。私は実質賃金は急速に猛烈な勢いで下つてゐると思ひます。それは実質賃金指数なんかの問題ではないと思ひます。これだけつけ加えておきます。

○林(百)委員 指数でなくて、何か具體的な資料とかの説明があるのですか。もしあつたらいただきたいと思ひます。

○永野公述人 生活必需品の値段は、指数でなくて、実際に買つてみたらある程度わかるのではないかと思ひます。それからもう一つは、四年間国民は

着物も買わなければ、かさも買われない、修理もしない、そういうふうでやつて来たのです。このところどうしてよくつを修理しなければ、お勤めに行けない。あるいは着物を何とかしなくては、お勤めに行けないというので、どかんと六百元、千円というよう

な支出が、急速に舞い込んでゐるのではないかと思ひます。くつも新調しなければいけないということになりますと、相当な負担になるわけです。それで單にそうした物価という面だけではなくて、生活の流れといひますか、生活の様式といひますか、そういうものから、数字面には現れない実質低下が来ているのではない。生活の膨脹が来ているのではない。そこから実質賃金が急速に低下してゐるのではないかと思ひます。

○前尾委員長代理 ちよつと御報告いたしますが、本日の公述人中、朝日新聞論説委員の土屋清君及び商工会議所からの一名の方は、出席できない旨の通知がありましたので、御了承願ひます。

以上をもちまして、本日予定いたしておきました公述人中、土屋清君及び商工会議所からの一名を除き、全部の御意見を拜聴いたしました。

ちよつとごあいさついたします。公述人の方々におかれましては、長時間にわたりまして熱心に御意見を開陳せられ、当大蔵委員会といたしましても忌憚のない御意見を拜聴することができ、税法三案に対する審議に裨益するところ、非常に大なるものがあつたことを、衷心から感謝いたす次第であります。本日の公聴会はこれにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

昭和二十四年十二月十八日印刷

昭和二十四年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁